

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

## マーケティング

### オンラインでできる「PR力診断」の活用法とは 無料・短時間で明快な「KPT」が可能に！

自社のPR活動は現在のメディアやマーケットに適応できているか——。そんな悩みを抱えている企業は意外と多い。専門家のコンサルティングを受ければ解決すると考えがちだが、PRへの理解度が低ければ、その内容を吸収するのも難しい。

そうした“PR初心者”におすすめたのが、ビルコム株式会社による無料オンラインツール「市場創造PR力診断」。20の質問に回答すれば、レベルに応じたアドバイスが表示されるというものだ。個人情報扱いが気になる場所だが、アドバイスを求めるだけでは、個人を特定できる情報として残るものは皆無に近いだろう。

着目すべきは、質問の内容。無料で取り組めるものをいくつか挙げると、「ファクトブックや取材可能人物プロフィールなどのプレスツールを複数用意している」「記者が興味を持つ背景・概要・事例などがまとまったメディア向け企画書を制作している」「自社が訴求したい新習慣や新カテゴリをわかりやすいキーワード(市場創造記号)で定義している」……。実はこの質問群にこそ、PR活動のエッセンスが詰まっているのである。丹念にチェックしていけば、PRには何が必要なのかを把握でき、それまでの問題点や改善ポイントも抽出できる。まさに、振り返りのフレームワークであるKPTのサイクルを実践するのに最適といえる。最終的にコンサルタントへ依頼するとしても、基礎知識を身につけることで、その効果を最大限に享受できるので、ぜひ試してみたい。

## 税務会計

### 役員への金銭貸与と給与課税 「適正利率」での計算がポイント

会社は利益の追求を目的としているため、役員や従業員にお金を貸す場合、必ず利息を徴収する必要がある。

そのため、無利息でお金を貸すと給与課税の問題が浮上する。会社が役員に金銭を貸し付け、貸付利息を受け取る場合には、役員が支払う利息が適正な利率によって計算されたかどうかによって取扱いが異なるので注意したい。

そこで問題となるのは、会社と役員との間で金銭の貸借が行われた場合の「適正な利率」とそれに基づく算定である。

まず、会社などが貸付けの資金を銀行などの金融機関から借り入れている場合(いわゆる「ひも付き」)には、その借入利率(平均調達金利=(前事業年度の支払利息合計)÷(前事業年度の借入金平均残高))となる。それ以外の場合は、銀行金利に国が定めた利率で、近年の特例基準割合(毎年変わる)は、2014年:年1.9%、2015年:年1.8%、2016年:年1.8%、2017年:年1.7%と推移している。

上記の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が、給与として課税されることになる。

役員から受け取った利息が適正な利率の場合は、会社の経理上、受取利息として益金計上され、法人税が課税される。適正な利率よりも高い場合は、適正な利率を上回る部分については、その役員からの受贈益として益金計上され、適正な利率部分と同様に法人税が課税される。

## 今週のキーワード

KPT

「Keep=継続」「Problem=問題点」「Try=挑戦」の3つの視点で活動内容の振り返りを行うフレームワークのこと。課題の洗い出しができ、次に取り組むべき方向性を見つけ出すのが目的。紙やホワイトボードに要素を書き出し、3つのどれに分類されるか整理していくのが一般的。